

綾瀬市障害福祉相談員設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の社会への「完全参加と平等」の理念に基づき、障害者の安定した地域生活を支えるため相談等を行うとともに、市民の障害福祉に関する理解を深め、もって障害福祉全般の増進を図ることを目的に、綾瀬市障害福祉相談員（以下「相談員」という。）に関し業務その他必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 相談員は、前条の目的を達成するために次の業務を行うものとする。

- (1) 地域社会において障害者及びその家族の実態を把握し、障害福祉実践活動の推進を図ること。
- (2) 障害者の地域における養育、生活等に関する相談に応じ、必要な助言を行うとともに、日常的援助活動を行うこと。
- (3) 障害者の施設入所、就学、就職、施設利用等に関し、関係機関に協力すること。
- (4) 行政機関及び障害福祉団体その他の関係団体と連携し、協力し、障害福祉の向上を図ること。
- (5) 障害福祉関係情報の提供と行政に対する課題の提起を行うこと。
- (6) その他前各号に付帯する業務を行うこと。

(定数)

第3条 相談員の定数は、2人とする。

(資格)

第4条 相談員は、次の各号に該当する者でなければならない。

- (1) 障害福祉全般について理解があり、健康で人格識見が高く社会的信望が厚いこと。
- (2) 福祉社会づくりに熱意をもち、奉仕的精神のもとに活動できること。
- (3) 地域及び福祉サービスを必要とする人々の実情に精通していること。
- (4) 原則として民生委員・児童委員の職にないこと。
- (5) 原則として身体障害当事者又は知的障害者の保護者等であること。

(任期)

第5条 相談員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、欠員に伴う補充者の任期は、前任者の残任期間とする。

(選考及び委嘱)

第6条 市長は、市内の状況を考慮し、第3条に定める定数に基づき適当と認められる者を相談員として選考し、委嘱するものとする。

(服務)

第7条 相談員は、その業務の遂行に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 常に公正であること。
- (2) 個人の人格を尊重すること。
- (3) 職務上知り得た秘密事項を漏らさないこと。その任期終了後も同様とする。
- (4) 常に身分証明書(第1号様式)を携帯すること。

(解嘱)

第8条 市長は、相談員が次の各号のいずれかに該当する場合は、解嘱することができる。

- (1) 職務の遂行に支障があり、又はその任に堪えない場合
- (2) 職務上の義務に違反し、その職務を怠った場合
- (3) その他相談員としてふさわしくない行為があった場合

(指導助言)

第9条 市長は、相談員の業務について企画及び調整を行い、その遂行に関して必要な指導助言を行うものとする。

(記録及び報告)

第10条 相談員は、活動日誌その他の帳簿を整備し、その活動状況を記録するとともに、4月から9月までの活動状況を10月5日までに、10月から3月までの活動状況を4月5日までに綾瀬市障害福祉相談員活動件数月別集計表(第2号様式)により、市長に報告しなければならない。

(活動手当)

第11条 市長は、相談員から前条に規定する活動状況の報告があったときは、その活動に要した費用として、相談員に予算において定める額を支払うものとする。

(変更等)

第12条 相談員は住所、電話番号等に変更が生じた場合、綾瀬市障害福祉相談員変更届(第3号様式)により、速やかに市長に届け出るものとする。

2 相談員は辞任を希望する場合、綾瀬市障害福祉相談員辞任届(第4号様式)によ

り、速やかに市長に届け出るものとする。

(欠員)

第13条 市長は、相談員に欠員が生じた場合は、速やかに補充を行うものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、相談員制度の運営及び活動に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

(表)

身 分 証 明 書			
氏名	(歳)		
住所			
有効期間	年	月	日から
	年	月	日まで
上記の者は、綾瀬市障害福祉相談員であることを証明します。			
年 月 日			
綾 瀬 市 長 印			

(裏)

注 意 事 項	
1	本証は、常時携行し、調査、訪問の際提示してください。
2	本証は、他人に貸与又は譲渡することはできません。
3	本証を紛失したときは、速やかに綾瀬市に届け出なければなりません。
4	職を辞したときは、速やかに綾瀬市に返還してください。

第3号様式（第12条関係）

綾瀬市障害福祉相談員変更届

年 月 日

（宛先）綾 瀬 市 長

住 所

氏 名

次の事項について、変更がありましたので届け出ます。

（変 更 前）

（変 更 後）

第4号様式（第12条関係）

綾瀬市障害福祉相談員辞任届

年 月 日

（宛先）綾 瀬 市 長

住 所

氏 名

綾瀬市障害福祉相談員を次の理由により辞任したいので、届け出ます。

理 由